

第4次消費者基本計画 重点施策の実施状況 【令和6年度】

【各施策の柱の行動目標達成に向けた実施状況の評価基準】

- ：行動目標達成に向けて着実に取組を行っている（または達成済）
- △：一部、行動目標の達成が困難となった（またはその恐れ）
- ×：行動目標の達成が困難となった（またはその恐れ）

施策の柱 1 誰もが安全で安心できる消費生活の実現

【重点施策】	【実施状況】
● 悪質事業者やその手口に関する情報について、必要とするすべての市民に届けられるよう、ホームページや各種広告など様々な媒体を活用して情報提供を行います。 【事業番号：16、39、65、122、127】	■ 消費者トラブルを掲載した「みまもり通信」を地域に配布（月1回） ■ 札幌市公式HP、X（旧ツイッター）、Instagram、広報ラジオにて情報提供  ■ 報道機関向けにプレスリリース ・ 除排雪業者とのトラブルについて注意喚起 ■ 被害拡大の恐れが高い事案は、「みまもり通信臨時号」を配布 【R5事例】 ・ 不用品回収に関する注意喚起（2回） ・ 火災保険を使った住宅修理に関する注意喚起 ・ 賃貸住宅の原状回復トラブルに関する注意喚起 【R6事例】 ・ 総務省を騙る不審電話に関する注意喚起 
● 相談受付状況を注視し、不当な取引行為を確認した際には、迅速に実態を調査し、改善するよう事業者を指導します。 【事業番号：34】	■ 不当な取引行為が疑われる事例について、事業者に対して18件の調査・指導を実施（条例等に基づく調査・指導は4件、条例等によらない注意喚起は14件）。 ■ 悪質な事業者に関する情報については、適宜、特定適格消費者団体と意見交換を実施、消費者被害防止対策連絡会議（北海道主催）にて、北海道、道警、経済産業局等と、最新の相談状況について情報交換を実施した。 ■ 再発防止のため、本市や道庁が指導を行った事業者の動向を注視。速やかな対応に繋げた。

- 相談事例や適用される関係法令等の周知のため、事業者に対し、意見交換会での積極的な情報提供や研修などを実施し、適正な取引行為を徹底させます。
【事業番号：37】
- コンプライアンス活動を行う事業者からの自社に関する相談状況の問合せに対して、41件の事業者に消費生活相談の有無や相談事例を情報提供するなど、消費者トラブルを生まないために留意すべき点を解説するとともに、不当な取引行為の基準を徹底した。
うち12件については、規則の逐条解説を用いて不当な取引行為の基準を周知徹底した。
- 消費者相談窓口を持つ事業者団体との消費者相談窓口懇談会について、各団体への個別訪問などにより下半期に実施。
各団体での相談内容や本市に寄せられた相談内容を情報共有するとともに、不当な取引行為について逐条解説を用いて注意喚起を行った。
＜事業者団体＞
- ・（公社）北海道宅地建物取引業協会
 - ・（一社）北海道建築士事務所協会札幌支部
 - ・札幌市管工業協同組合
 - ・北海道広告業協会
- 通信事業者等に対して、消費者センターに寄せられた相談内容や不当な取引行為についての情報提供を行った。
（4事業者）
- ・ドコモ
 - ・KDDI
 - ・ソフトバンク
 - ・ソニーネットワークコミュニケーションズ
- 消費者ホットライン「188」及び消費者センターの相談窓口としての認知度向上のための取組を推進します。
【事業番号：49】
- 小学校、特別支援学校に対し、スマホの正しい使い方と消費者ホットライン188を周知する「スマホ型カード」を増刷。



- 様々な街頭ビジョンを活用して啓発動画や消費者センターの案内広告を放映して啓発を実施。
- ・HILOSHI
 - ・LCビル
 - ・PARCOビジョン
 - ・サブロー.TV
 - ・市電停留所
 - ・チカホ
 - ・区役所ディスプレイ



- 行楽シーズンである7～8月に合わせて、令和5年度に作成した「ロードサービスに関するトラブル」に係る啓発動画を活用し、YouTube及びTverのWEB広告を配信して啓発を実施。
- 令和7年3月に、令和5年度に作成した「訪問購入に関するトラブル」に係る啓発動画を活用し、HTB及びTVhにてCMの放映及び番組内パブリシティを実施。



- 札幌マンガアニメ声優専門学校と連携し、若年層に多い消費者トラブルの注意喚起並びに札幌市消費者センター及び消費者ホットラインの周知に係るチラシを作成し、市内の高等学校や大学・専門学校に配布した。



詳しくは裏面をご覧ください



- 北海道芸術デザイン専門学校と連携し、若年層に多い消費者トラブルの注意喚起並びに札幌市消費者センター及び消費者ホットラインの周知に係る動画を作成し、市公式ホームページ及びYouTubeチャンネルへの掲載、札幌市消費者センター公式SNSへの投稿、街頭ビジョンでの放映を実施した。



行動目標			
【目標名】	計画策定時	目標値	達成状況
1 事業者への研修または積極的な情報提供の回数	2回	25回 (令和5～9年度累計)	39回 (達成率：156%) 【令和6年度：20回】
2 オンラインやデジタル媒体を活用した注意喚起・情報提供の回数	7回	35回 (令和5～9年度累計)	21回 (達成率：60%) 【令和6年度：11回】
3 不当な取引の疑いのある事業者に対する調査・指導の件数	11件	60件 (令和5～9年度累計)	54件 (達成率：90%) 【令和6年度：26回】
行動目標達成に向けた実施状況の検証・評価			
【検証】			【評価】
<行動目標1> ●事業者来訪指導の機会を捉えて、規則の逐条解説を用いて積極的に不当な取引行為の基準について周知徹底した。 ●事業者団体との意見交換会の場を活用して、消費者センターに寄せられた相談情報に関して、逐条解説を用いて不当な取引行為の注意喚起を行った。 <行動目標2> ●市公式ホームページでの注意情報の掲載や市公式YouTubeアカウントにて啓発動画を公開。 ●令和5年度に作成した「ロードサービスに関するトラブル」に係る啓発動画をYouTube及びTverで広告として配信。 ●令和5年度に作成した「訪問購入に関するトラブル」に係る啓発動画をHTB及びTVhでCMとして放映。 ●市公式X（旧ツイッター）にて、消費者庁や国民生活センターの注意情報やみまもり通信等を投稿。 <行動目標3> ●条例に基づく事業者調査に加えて、迅速な事実確認や注意喚起を実施。 ●事業者調査・指導に関して、警察や北海道と情報共有し連携して対応。			○

みまもり通信 その191

～2023年3月版～

発行所：NPO法人愛知福祉センター

アパート退去時の高額な修繕費や



修繕費の負担区分には、国土交通省が公表するガイドラインがあります。

家主主：通常損耗、経年変化、グレードアップ
借主主：不注意・故意の破損

入居時は、契約書を確認し、室内状況の撮影を！
退去時は、請求内容を確認し、しっかり説明を聞く！

[トヨタ自動車株式会社「お住まいのトラブル解決ガイド」](#)
[国土交通省「賃貸住宅のトラブル解決ガイド」](#)
[国土交通省「賃貸住宅のトラブル解決ガイド」](#)

- 個人サポーターに対し、地域での見守り活動に資するよう、サポーター養成講座を実施。
(個人サポーター累計登録数累計 (R7.3月末時点) : 446人)



- みまもり通信 (月1回) の町内会回覧、マンションでの掲示 (消費生活推進員や消費生活サポーターの協力)

- 研修や意見交換会、みまもり通信配信時などに訪問販売お断りステッカーを紹介し、地域への配布について協力依頼を実施



- 高齢者や障がい者を対象にした消費生活推進員によるミニ講座 (出前) を実施

- 地域で見守り活動をしている団体や企業向けに研修を実施。
令和7年3月に団体サポーター等の企業向け講座映像を作成。

- 相談体制の維持・充実のため消費生活相談員の人材確保に取り組むとともに、相談員の研修機会の確保や複雑かつ専門的な相談に対する専門機関との連携体制の構築を行い、相談対応の質の向上を図ります。
【事業番号 : 50、51、56】

- 市公式ホームページ及びX (旧Twitter) アカウントにて、消費者庁が実施する「消費生活相談員資格試験対策講座」及び「消費生活相談員資格試験」の周知を行った。

- 消費生活相談員について、(独)国民生活センター等が開催するオンデマンド研修へ参加させるとともに、他の相談員へも情報共有を図るため、研修受講相談員を講師とした内部研修を実施。

- 消費生活相談弁護士派遣事業 : 24回 (毎月2回実施)

- 委託事業の一環として行っている特定適格消費者団体との情報交換の場に、消費者センター相談員も参加し、活発な意見交換を行っている。(令和6年度2回実施)

- 消費生活相談において、誰にとっても便利で相談しやすい窓口を目指し、多様な相談方法の整備を検討します。
【事業番号 : 47、48】

- 消費者センターにおいて、来訪、電話、インターネット、Zoomを活用したリモートにより、消費者からの苦情相談に対応。
 - ・インターネット消費生活相談受付 : 325件
 - ・手話相談システム利用件数 : 8件
 - ・リモート相談利用件数 : 9件

行動目標			
【目標名】	計画策定時	目標値	達成状況
4 高齢者や障がい者を見守る立場の方へのフォローアップ講座の回数	13回	70回 (令和5～9年度累計)	38回 (達成率54%) 【令和6年度19回】
5 団体サポーター等の企業活動と協働した啓発活動の実施回数	—	20回 (令和5～9年度累計)	6回 (達成率30%) 【令和6年度3回】
6 消費生活相談員に対する研修機会の確保	100%	100%	100% 【令和6年度：100%】
行動目標達成に向けた実施状況の検証・評価			
【検証】			【評価】
<行動目標4> ●消費生活推進員へのフォローアップ講座、消費生活サポーター養成講座の実施により、見守る立場の方のフォローアップに努めた。 <行動目標5> ●生命保険の外交員によるみまもり通信を活用した見守り活動（日本生命保険相互株式会社札幌支社）。 ●雪道へ滑り止めとして使用する砂の入った「コロバーズボトル」について、消費者センターをPRするラベルの印刷（株式会社HYK）。 ●ショッピングバッグに消費者ホットライン188の案内を掲載（株式会社HYK）。 <行動目標6> ●国民生活センターや日本消費者協会が実施する研修から13テーマ受講。うち7テーマについて、受講者が講師として職員向けの内部研修を行い、全相談員が受講していることを確認している。			○

施策の柱3 自ら考え、判断し、行動する消費者となるための学びの機会の充実

【重点施策】	【実施状況】
● 消費者被害防止や持続可能な消費の実践など幅広い分野の講座や啓発を実施するとともに、オンライン等を活用した学びの機会の充実を図ります。 【事業番号：110】	■ フェアトレードやエシカル消費をテーマにした講座を実施 ■ 子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のため、各区子育て支援センターや児童会館で出張形式での講座を実施。 ■ 高齢者や障がいのある方を主な対象として、最新の消費者被害の事例紹介や対処方法の説明等、消費者被害の防止を目的としてミニ講座を実施（累計60回・うち2回はオンライン）。 ■ 行楽シーズンである7～8月に合わせて、令和5年度に作成した「ロードサービスに関するトラブル」に係る啓発動画を活用し、YouTube及びTverのWEB広告を配信して啓発を実施。【再掲】  ■ 消費生活講座において、会場とオンラインの両方で受講可能なハイブリット式での講座を実施。
● 事業者と協力して職域における消費者教育を充実させるとともに、事業活動を通じた顧客や消費者に対する啓発及び消費者教育の取組みを促進します。 【事業番号：117】	■ ・西区社会福祉協議会、NPO法人札幌援協、トヨタモビリティパーツ㈱からの依頼で、「健康食品」や「キャッシュレス決済」をテーマにした講師派遣講座を実施。 ■ 株式会社HYKと連携し、冬道の滑り止め砂用ペットボトルのラベル及び同社のショッパックに札幌市消費者センターの案内を掲載。 【再掲】
● 成年年齢の引下げを受け、若年層の特性を考慮した内容の啓発材を活用し、SNS等の若年層が多く利用する各種媒体での啓発を行います。 【事業番号：126】	■ 市公式ホームページへの情報掲載や市公式YouTubeへ投稿した動画内での啓発を実施。 ■ 本市X（旧Twitter）において、若年層に多い消費者トラブル（美容医療、ロードサービス、副業等）について注意喚起を行った。 ■ 専門学校と連携し、若年層に多い消費者トラブルの注意喚起及び相談先としての消費者ホットライン「188」の周知を行う動画及びチラシを作成し、市公式YouTubeチャンネルや市消費者センター公式SNSへ投稿したほか、動画は街頭ビジョンでの放映、チラシは市内の高等学校、大学・専門学校へ配布した。【再掲】
● 学校の意見を取り入れた講師派遣講座の実施や、学校で活用しやすい教材の提供を行い、授業における消費者教育を推進します。 【事業番号：111、113】	■ 小・中・高等学校、大学、専門学校等の各種教育機関に対し、講師派遣講座を実施。 ・ 北海道教育大学札幌校における消費者教育講座 ・ 大学や専門学校、高校向けに、問題商法やインターネットトラブル等をテーマにした講師派遣講座（令和6年度：8校・計16コマ・延べ1,158人受講） ・ 市内の各小・中学校からの依頼により、学校でのニーズに応じて、教員と講座内容を組み立てる「セミオーダー型」の講師派遣講座（令和6年度：12校・計41コマ・延べ1,247人受講）

- 小学生向けに北海道小学校家庭科教育連盟と協力して副教材を作成し、令和6年9～10月に市内の全小学校へ配布。

「消費者教育教材資料表彰2021」優秀賞受賞

((公財) 消費者教育支援センター主催)



- 中学生向けに、日本消費生活アドバイザー等監修のもと副教材を作成。令和6年6月に市内の全中学校へ配布。

- ・授業で活用しやすい映像教材
- ・生徒の興味を引くために探偵を登場させた
- ・教師用の解説動画、ワークシートを用



- 高校生向けに、消費者庁作成の副教材「社会への扉」を、配布を希望する市内高校宛てに令和6年12月に配布。



- 大学生アンケートに基づいて作成した「マルチ商法」や「賃貸物件の修繕費」などの啓発冊子を市内大学や専門学校へ令和7年3月に配布。



- 高齢者や障がい者等、悪質商法の標的になりやすい方に対する講座や啓発の充実を図ります。
【事業番号：65、115】

- 悪質商法をテーマに高齢者や障がい者に対するミニ講座を実施（令和6年度：40回）
- 悪質商法等に関する啓発冊子を配布



行動目標			
【目標名】	計画策定時	目標値	達成状況
7 職域向けの消費者教育講座の実施回数	—	10回 (令和5～9年度累計)	5回 (達成率：50%) 【令和6年度：3回】
8 オンラインやオンデマンドなど、デジタル化に対応した消費者教育講座の実施回数	4回	40回 (令和5～9年度累計)	12回 (達成率：30%) 【令和6年度：6回】
9 小中高校への講師派遣講座等の回数	14回	80回 (令和5～9年度累計)	43回 (達成率：54%) 【令和6年度：26回】
行動目標達成に向けた実施状況の検証・評価			
【検証】			【評価】
<行動目標7> ●札幌市西区ボランティア連絡会からの依頼で「健康食品との付き合い方」、NPO法人札幌精援協からの依頼で「キャッシュレス決済」、トヨタモビリティパーク(株)北海道統括支社からの依頼で「バランスのとれた食事とは」「健康食品の付き合い方」をテーマにした講師派遣講座を実施。 令和7年3月に、企業や団体の内部研修等で活用してもらえるような、団体サポーター向けフォローアップ講座の動画を作成。 <行動目標8> ●高齢者や障がい者向けのミニ講座やサポーター養成講座、消費生活講座において、自宅や施設に居ながら受講できるよう、オンラインや、会場とオンラインの両方で受講可能なハイブリット式での講座の実施に対応している。 <行動目標9> ●小・中学校からの依頼により、教員と講座内容を組み立てる「セミオーダー型」の講師派遣講座（19回）と、高校への講師派遣講座（7回）を実施。			○